

機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則

機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則を次のように定め、公布する。

平成 17 年 11 月 25 日

富山県公安委員会規則第 16 号

機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則

機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和 58 年富山県公安委員会規則第 1 号）の全部を改正する。

（即応体制の整備の基準）

第 1 条 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 43 条の規程による警備員、待機所及び車両その他の装備の配置は、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報（へき地等に所在し、かつ、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に近隣に居住する管理者に連絡して事実の確認をするなど必要な措置を講ずることができる）と富山県公安委員会が認めた警備業務対象施設に係るものを除く。）を受信した場合に、その受信の時から 25 分以内（富山市（旧富山市及び旧婦中町の区域を除く。）、黒部市（旧宇奈月町の区域に限る。）及び南砺市（旧井波町及び旧福野町の区域を除く。）の区域内に所在する警備業務対象施設にあつては、30 分以内）に該当現場に警備員を到着させることができるように行わなければならない。

（努力義務）

第 2 条 機械警備業者は、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合において、警備員を当該現場に到着させるのに要する時間を短縮し、及び当該現場における警備員による事実の確認その他の措置がより効果的に講じられるようにするため、配置する警備員、待機所及び車両その他の装備を充実するように努めなければならない。

附 則

この規則は、平成 17 年 11 月 28 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 24 日富山県公安委員会規則第 6 号）

この規則は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。